

被害の実態に即した適切な住家被害認定の
運用確保方策に関する検討会（第2回）
議 事 概 要

1. 検討会の概要

日時：平成21年3月16日（月）10:30～12:30

場所：内閣府（防災担当）特別会議室

出席者：坂本座長、奥田委員、佐久間委員、重川委員、杉山委員、田中委員、宇羅委員、城戸委員、池田ワグザバー、岡島ワグザバー、大森政策統括官、田口官房審議官、中島参事官、青木参事官、福井参事官補佐

2. 議事概要

損害割合WG及び調査方法WGにおける検討、住家被害認定の調査・判定方法の見直しの骨子（案）（以下「骨子案」という。）及び今後の進め方を事務局より説明後、骨子案を中心にご議論いただいた。

今回のご議論を踏まえ、一部修正した骨子案に則って事務局で「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定案を作成し、関係府省庁の意見も聞いた上で、パブリックコメントを実施することとなった。

<主な意見>

- 調査・判定方法（＝住家被害認定基準運用指針）の見直しにより、被害認定の判定結果が従前と大幅に変わるの望ましくない。
- 応急危険度判定結果の一部を参考にできることとするのであれば、対応が分かりやすい表現とするほうがよいのではないか。また、今後、応急危険度判定協議会等と連携し、応急危険度判定士にも周知することとしてはどうか。
- 住家に影響のある地盤被害を住家の被害認定において考慮するのであれば、被災宅地危険度判定との関係について整理しておく必要がある。
- 風害においては、半壊に至るかどうかの判断を分かりやすく示す必要がある。
- 調査の記録や再調査の申請への対応などについても、今後検討が必要ではないか。
- 今までの複数の震災における住家被害認定調査においては、災害のたびに、それまで想定していなかった状況に直面した。一定の範囲内の調査方法（調査票）を国として認めることとし、災害発生時に自治体が、適当な調査票を選択する又は作成するというしくみは考えられないか。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
福井、今西

TEL :03-3501-5191（直通）